

## 高鍋町農地移動適正化あっせん基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高鍋町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定に基づき農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせんの事業（以下「農地移動適正化あっせん事業」という。）について定めるものとする。

(事業の対象となる農用地等)

第2条 農地移動適正化あっせん事業の対象となる農用地等は、次のとおりとする。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第3条に定める農用地等

(2) (1)に掲げる農用地等とすることが適当な土地

(農用地等の権利取得者の要件)

第3条 あっせんにより農用地等の権利を取得させるべき者は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）又は認定新規就農者（同法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう。）はこの限りではない。

1 農業を営む者（次に掲げる要件をすべて満たしている者に限る。）

(1) その農業経営には、専ら又は主としてその農業経営に従事すると認められる青壮年を含む2人以上の家族農業従事者（農地所有適格法人又は農地法第3条第3項の規定の適用を受ける法人（以下「農地所有適格法人等」という。）にあっては、常時従事者たる構成員）がいるものであること。

(2) その者が現に農業に従事している農業経営主、農業後継者又は新規就農希望者であって、かつ農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。また、農地所有適格法人等にあっては、その法人の常時従事者たる構成員で理事等業務執行権を有する者が、農業生産の中核的担い手に準ずる農地所有適格法人等に志向させる意欲と能力を有すると認められること。

(3) その農業経営におけるその農用地等の権利の取得後の経営面積（農地所有適格法人等にあっては、その経営面積をその法人の常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除して得た面積。その農用地等の取得が養豚経営又は養鶏経営若しくは、肉用牛経営に係る農業用施設用地である場合にあっては、飼養規模。以下同じ。）が、その農用地等の所在する地域に係る別表1の基準面積（養豚経営又は養鶏経営若しくは、肉用牛経営に係る農業用施設用地の権利の取得にあっては、基準飼養規模。以下同じ。）を超えるものであること。ただし、以下①から④の条件に該当する場合はこの限りではない。

① 農用地等を交換する場合であって、その一方の当事者の経営面積が当該地域における基準面積に達していないが、他方の当事者の経営面積が当該地域の基準面積を超えているか若しくはその交換の結果超えることとなり、かつ、その耕作農地の集団化に著しく寄与する場合。

② 経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積を超えている農業を営む者が多いため、当該地域における農家の平均の経営面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合。

③ 権利を取得させるべき者が新規就農希望者である場合。

④ 当該地域における農家の平均の経営面積を基礎として基準面積を定めていない作物及び経営形態の場合。

(4) その農業経営の資本装備が、農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

(5) その者が権利を取得する農用地等をその農用地等の所在する地域に係る農業振興地域整備計画において定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

2 農業協同組合等（その農用地等が農業用施設用地であって、農業者の共同利用に供されるものと認められる場合に限る。）

（あっせんの順位）

第4条 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんは、次に掲げる順位で行うものとする。

(1) 農業を営む者（この場合、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）又は認定新規就農者（同法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう。）を優先してあっせんする。）

2 農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合におけるあっせんの順位は、次に掲げる基準及び農業農村整備事業等との関連上必要と認められる事項を総合勘案して定めるものとする。

(1) 農用地等の権利の取得後における経営面積と経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積との格差が小さい者に対して優先的にあっせんする。

(2) 農業振興地域整備計画等において育成しようとする農業経営を行おうとする者に対して優先的にあっせんする。

(3) あっせんすべき農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができる者と認められる者に対して優先的にあっせんする。

(4) 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められる者に対して優先的にあっせんする。

(5) 地域農業の中核的な担い手の育成、確保を図るため最も適当と認められる者に対して優先的にあっせんする。

（農業振興施策等との関連の特別基準）

第5条 農業農村整備事業等との関連上必要であると認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意思に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であって、この農業振興施策等との関連において第3条、第4条のあっせん基準にかかわらず特別の基準によりあっせんをする必要があると認められるときは、その特別の基準が定められているものであること。

（地域計画の区域内）

第6条 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画（以下単に「地域計画」という。）の区域内においては、次に掲げる基準を勘案してあっせんにより権利を取得させるべき者を定める。

(1) 地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第3項に規定する農業を担う者（以下「農業を担う者」という。）が位置付けられている場合には、その者にあっせんする

こと。

(2) 町が地域計画を変更することが見込まれる場合であって、変更後の地域計画において、当該農用地等に新たな農業を担う者が位置付けられるときには、その者にあっせんすること。

(3) 地域計画において、当該農用地等に農業を担う者が位置付けられていない場合、農業を担う者が直ちに農用地等を引き受けられない場合その他農業を担う者にあっせんすることが適当でない場合には、地域計画の達成に資する者へあっせんすること。

(あっせん譲受け等候補者名簿の作成)

第7条 農業委員会は、あっせん譲受け等候補者名簿（以下「名簿」という。）を整備し、農業を営む者からの名簿登録の申出及び農業委員会の日常活動による把握を基礎として、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者（あっせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。）を登録するものとする。

なお、農業を担う者として地域計画に位置付けられている者は、名簿に登録されている者とみなす。

(あっせん)

第8条 農業委員会は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に、あっせんを行うものとする。

なお、地域計画の区域内において、農用地等の所有者から当該農用地等の利用権の設定等（基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ）についてのあっせんの申出があった場合及び名簿に登録されている者から農用地等の利用権の設定等についてのあっせんの申出があった場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（機構法第2条第3項に規定する農地中間管理事業）及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において農業委員会によるあっせんを行うこととする。

(1) 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換についてのあっせんの申出があった場合。

(2) 名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は借受けについてのあっせんの申出があった場合。

(3) (1)又は(2)のあっせんに直接関連して他の農用地等を譲渡し、貸付け又は交換のあっせんを行うことが必要と認められた場合。

(あっせんを行わない場合)

第9条 農業委員会は、第8条にかかわらず、第8条の(1)の農用地等の所有者からのあっせんの申出で、その売渡し若しくは貸付けの相手方を指定している場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適当な場合又はあっせんの申出以前に既に実質的に契約を締結していると認められる場合、不動産業者等が介入していると認められる場合等農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認められる場合には、あっせんを行わないものとする。

(農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定)

第10条 農業委員会は、農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定については次の(1)から(3)に基づき選定するものとする。

(1) 第8条の(1)のあっせんについては、農用地等の権利移動の相手方となるべき者の候補者を名簿の登録者の中から1名以上選定し、その者があっせん基準に適合することを確認の上、その者を当該農用地等の権利移動の相手方となるべき者として選

定するものとする。

(2) 第8条の(2)のあっせんについては、当該申出者があっせん基準に適合することを確認の上、農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

(3) 第8条の(3)のあっせんについては、あっせん基準に基づいて農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

(選定調書の作成)

第11条 農業委員会は、第9条の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実の有無の確認及び第10条による農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定の経過を記載した選定調書を作成するものとする。

(あっせん活動)

第12条 農業委員会は、第10条により農用地等の権利移動の相手方となるべき候補者を選定した場合には、農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員1人以上を指名し、当該あっせん委員をして農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとし、この場合には、農業委員会は、あっせんの申出をした者及び農用地等の権利移動の相手方となるべき者にあっせんを行う旨及びあっせん委員の氏名を通知するものとする。

2 あっせん委員は、あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立したときは、あっせん調書を作成し、農業委員会に報告するものとする。

(あっせん証明書の交付)

第13条 農業委員会は、第12条第2項のあっせんが成立した旨の報告があった場合において、農用地等の権利移動の当事者の一方又は双方から、あっせん証明書の交付の申請があったときは、その者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づき成立したものであることを確認の上、様式第7号のあっせん証明書を交付するものとする。

2 農業委員会は、第1項に定めるあっせん証明書の交付後第9条の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実が判明したときは、あっせん証明書の交付の取消しを行うものとし、関係機関にはその旨通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第14条 あっせん委員は、次に掲げる場合には、当該あっせんを打ち切るものとする。

(1) あっせんにより農用地等の売買、貸借又は交換が成立する見込みがないと認めたととき。

(2) あっせんの過程で第9条の農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実があると認めたととき。

(あっせんてんまつ書の作成)

第15条 あっせんを打ち切った場合には、あっせん委員は、あっせんてんまつ書を作成し、農業委員会に報告するものとする。

(あっせん打ち切りの通知)

第16条 農業委員会は、第14条の(1)によりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、新たなあっせんの相手方を選定してあっせんを行うか、又は、あっせんしないこととするかを決定し、あっせんをしない旨の決定をした場合には、その旨をあっせんの申出をした者に通知するものとする。

2 農業委員会は、第14条の(2)によりあっせんを打ち切った旨の報告を受けたときは、あっせんをしない旨の決定をし、その旨をあっせんの申出をした者に通知するものとする。

(農地移動適正化あっせん台帳)

第17条 農業委員会は、この基準に基づく農用地等の売買、貸借又は交換についてのあっせんの結果を記載した農地移動適正化あっせん台帳を備え置くものとする。

(事前届出の勧奨)

第18条 農業委員会は、当該地域内の農業者等に対し、農地移動適正化あっせん事業の趣旨、あっせん基準等の周知徹底に努めるとともに農業者等が農用地等の売渡し、貸付け、買受け、借受け、又は交換をしようとするときは、あらかじめ農業委員会に届け出るように指導するものとする。

(事業計画と事業実績の報告)

第19条 農業委員会は、毎年度農地移動適正化あっせん事業計画を定め、前年度の農地移動適正化あっせん事業実績と併せて5月末日までに県知事に報告するものとする。

(基準の変更)

第20条 農業委員会は、この基準を変更するに当たっては、町、農業改良普及センター等の関係機関及び農業協同組合、土地改良区等の関係団体の意見を聴くものとし、県知事の認定を受けるものとする。

## 附 則

(高鍋町農地移動適正化あっせん事業実施要領の廃止)

1 高鍋町農地移動適正化あっせん事業実施要領(平成25年10月28日農業委員会定め)は廃止する。

(施行期日)

2 この基準は、平成31年 4月26日から施行する。

令和 8年 2月 4日改正

別表第1（第3条関係）

（1）基準面積

| 地域名         | 営農類型              | 基準面積<br>(a) | 根拠：2020年農林業センサスの結果 |           |                 |
|-------------|-------------------|-------------|--------------------|-----------|-----------------|
|             |                   |             | 経営体数               | 面積<br>(a) | 1経営体当の<br>面積(a) |
| 高鍋町<br>(全域) | 露地作物型             | 125         | 185                | 23,092    | 124.82          |
|             | 施設野菜、果樹型<br>(ハウス) | 21          | 69                 | 1,465     | 21.23           |

（2）基準飼養規模

| 区分    | 基準飼養規模   | 根拠：2020年農林業センサスの結果 |            |                |
|-------|----------|--------------------|------------|----------------|
|       |          | 経営体数               | 飼養規模       | 1経営体当の<br>飼養規模 |
| 肉用牛   | 180頭     | 32                 | 5,768頭     | 180.25         |
| 豚     | 2,359頭   | 6                  | 14,155頭    | 2,359.17頭      |
| ブロイラー | 201,250羽 | 10                 | 2,012,500羽 | 201,250.00羽    |

別表第2（第3条関係）

（1）経営規模拡大の目標経営面積および飼養規模 根拠：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

| 経営体別          | 営農類型別                  |    |                                                    | 経営面積<br>および<br>飼養規模 |
|---------------|------------------------|----|----------------------------------------------------|---------------------|
| 個別<br>経営<br>体 | 水稲複合型                  | 1  | 早期水稲 8.0ha+はくさい 3.0ha+早期水稲（作<br>業受託） 10.0ha        | 11.0ha              |
|               | 特用作物（茶）専業型（煎茶）         | 2  | 茶 8.0ha                                            | 8.0ha               |
|               | 特用作物（茶）複合型（煎茶）         | 3  | 茶 3.0ha+キャベツ(2期作)2.0ha+はくさい<br>1.0ha+早期水稲(委託)0.5ha | 6.0ha               |
|               | 露地野菜専業型                | 4  | 加工用甘藷 6.0ha+食用甘藷(トンネル早<br>熟)0.4ha+干大根 4.0ha        | 10.4ha              |
|               | 露地野菜複合型<br>(はくさい・キャベツ) | 5  | はくさい 3.0ha+キャベツ(2期作)6.0ha+早期<br>水稲 3.0ha           | 12.0ha              |
|               | 施設野菜複合型（きゅうり）          | 6  | きゅうり抑制 0.4ha+きゅうり半促成 0.4ha+早<br>期水稲 2.0ha          | 2.8ha               |
|               | 施設野菜複合型（トマト）           | 7  | 促成トマト 0.5ha+早期水稲 2.0ha                             | 2.5ha               |
|               | 施設野菜複合型（ピーマン）          | 8  | 促成ピーマン 0.5ha+早期水稲 2.0ha                            | 2.5ha               |
|               | 施設花き専業型                | 9  | 苗・鉢物（パンジー・スイートピー等） 0.5ha                           | 0.5ha               |
|               | 果樹複合型                  | 10 | マンゴー（後期加温） 0.2ha+花苗 0.2ha                          | 0.4ha               |
|               | 肉用牛繁殖専業型               | 11 | 繁殖牛 50 頭+飼料用稲 3.0ha+飼料作物 3.0ha                     | 50 頭<br>6.0ha       |
|               | 肉用牛肥育専業型               | 12 | 肥育牛 500 頭                                          | 500 頭               |
|               | 養豚一貫専業型                | 13 | 母豚 120 頭                                           | 120 頭               |
|               | ブロイラー専業型               | 14 | 常時飼養羽数 50,000 羽                                    | 50,000 羽            |
| 組織<br>経営<br>体 | 養豚一貫専業型                | 1  | 母豚 500 頭                                           | 500 頭               |
|               | 肉用牛肥育専業型               | 2  | 肥育牛 1,000 頭                                        | 1,000 頭             |
|               | 地被植物専業型                | 3  | 芝 30ha                                             | 30.0ha              |

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等に係る経営規模拡大の目標経営面積および飼養規模

| 経営体別          | 営農類型別                  |   |                                | 経営面積お<br>よび<br>飼養規模 |
|---------------|------------------------|---|--------------------------------|---------------------|
| 個別<br>経営<br>体 | 露地野菜専業型<br>(はくさい・キャベツ) | 1 | はくさい 2.0ha+キャベツ(2期作)4.0ha      | 6.0ha               |
|               | 施設野菜専業型（きゅうり）          | 2 | 促成きゅうり 0.2ha                   | 0.2ha               |
|               | 施設野菜専業型（ピーマン）          | 3 | 促成ピーマン 0.3ha                   | 0.3ha               |
|               | 肉用牛繁殖専業型               | 4 | 繁殖牛 30 頭+飼料用稲 2.6ha+飼料作物 2.6ha | 30 頭<br>5.2ha       |